

# 青森県報

第三千八百六十一号

平成二十六年  
六月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	同	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	同	二
右 同	同	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	障害福祉課	三
右 同	同	三
道路の区域の変更	道路課	三
道路の供用の開始	同	四
漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出	下北地域	四
公 告		
平成二十五年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表	環境保全課	四
建設業者の許可の取消し	東青地域 県民局	五
右 同	同	六

### 出先機関

土地改良区の定款変更の認可

(三八地域) 県民局

## 告 示

青森県告示第五百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	年指定 月日
青森県立さわらび療育福祉センター診療部	弘前市大字中別所字平山一六八	平成 二六・四・一
すずらん調剤薬局桔梗野店	弘前市大字桔梗野一丁目三の四	二六・六・一
調剤薬局ツルハドラッグ八戸市民病院前店	八戸市大字田向字毘沙門前一〇の五	"
アポテック売市店	八戸市売市一丁目四の六	"
サンケア南部薬局	三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の八	"

青森県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株 式 会 社 西 町	八 戸 市 柏 崎 一 丁 目 八 八 の 二 二	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 西 町	八 戸 市 柏 崎 一 丁 目 八 八 の 二 二	平 成 三 六 年 四 月 一 日
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定

青森県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 前	財 団 法 人 双 仁 会 厚 生 病 院	黒 石 市 大 字 黒 石 字 建 石 九 の 一	平 成 三 六 年 四 月 一 日
変 更 後	一 般 財 団 法 人 黒 石 厚 生 病 院		
区 分	名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	年 指 月 日 定

青森県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
事 業 者		事 業 所		

外 ヶ 浜 町	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町 字 蟹 田 高 銅 屋 四 四 の 二	外 ヶ 浜 町 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町 字 下 蟹 田 四 三 の 二	平 成 三 六 年 四 月 一 日
---------	-------------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	----------------------

青森県告示第五百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	年 指 月 日 定
青 森 県 立 さ わ ら び 療 育 福 祉 セ ン タ ー 診 療 部 調 剤 薬 局 ツ ル ハ ド ラ ッ グ 八 戸 市 民 病 院 前 店 ア ポ テ ッ ク 売 市 店 サ ン ケ ア 南 部 薬 局	弘 前 市 大 字 中 別 所 字 平 山 一 六 八 八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 前 一 〇 の 五 八 戸 市 売 市 一 丁 目 四 の 六 三 戸 郡 南 部 町 大 字 下 名 久 井 字 白 山 八 七 の 八	平 成 三 六 年 四 月 一 日 三 六 年 六 月 一 日 " " " "

青森県告示第五百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	訪問看護ステーション西町	八戸市柏崎一丁目八の二二	平成 二六・四・一
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

青森県告示第五百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町一 二の三	腎臓に関する医療	平成 二六・七・一
名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日

青森県告示第五百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

ほてい堂薬局	十和田市稻生町一五の二三	平成 二六・七・一
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

青森県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

2	1	図面番号	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	国道	種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
七戸上北町 停車場線	一一号		上北郡東北町大字上野字手長六の一から 上北郡東北町大字上野字手長一三の一まで	後 一五・三〇メートルから 三五・二〇メートルまで	二〇六・七〇メートル		
			西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字早田二七三の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢八八の四まで	前 一三〇・七四メートルまで 後 四三・四五メートルから 一三〇・七四メートルまで	五九七・〇〇メートル 五九七・〇〇メートル		
				前 一〇九・八〇メートルから 後 一〇九・八〇メートルまで	一六一・六〇メートル 一六一・六〇メートル		
				後 一〇九・八〇メートルから 後 一〇九・八〇メートルまで	一六一・六〇メートル 一六一・六〇メートル		

青森県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道七戸上北町停車場線	上北郡東北町大字上野字手長六の一から 上北郡東北町大字上野字手長一三の一まで	平成六・六七

青森県告示第五百二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧	場 所
加入区 の名称	期 間	場 所
関根浜	平成二十六年 六月二十七日 から同年七月 十一日まで	関根浜漁業 協同組合
發起人の住所及び氏名		
むつ市大字関根字前浜四三の三七 四ツ谷 英己		
むつ市大字関根字前浜三〇 村中 光嘉		
むつ市大字関根字前浜一七 山本 光康		

公 告

平成二十五年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成二十五年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
  - 1 事前協議 三百九十七件
  - 2 協議内容の変更の協議 四十件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	三四、一四四トン
汚泥	三四、二四三トン
廃油	三〇、八五七トン
廃酸	一、七六六トン
廃アルカリ	一二九トン
廃プラスチック類	一〇、九七三トン
木くず	九七四トン
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	七四五トン

と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	一五七トン
金属くず	三三四トン
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	四、一八四トン
鋳さい	三、〇一〇トン
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一五、四三二トン
動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	五、七五八トン
ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。)	一三六、〇〇三トン
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十三条号に規定する産業廃棄物	一〇トン
感染性産業廃棄物	四九五トン
磨石綿等	一八九トン
燃え殻及びばいじんの混合物	一〇、〇〇〇トン
燃え殻、鋳さい及びばいじんの混合物	四、一八九トン
汚泥及び廃油の混合物	三九一トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	五四トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	四〇六トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	六、七八六トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	七九トン
廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	四五〇トン

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	二九三トン
廃プラスチック類並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	六二五トン
金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	二トン
合 計	三〇二、六七七トン

- 三 協定の締結の件数  
三百九十七件
- 四 環境保全協力金の額  
二千六百六十六千二百円
- 五 環境保全協力金の使途  
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費(県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費)  
不法投棄防止対策事業費(不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費)
- 建設業者の許可の取消し  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十六年六月二十七日  
青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 株式会社ナナヨ一  
二 代表者の氏名 有馬 正明  
三 主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字高瀬八四の一  
四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一 二四八号  
五 取消年月日 平成二十六年五月二十八日  
六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年七月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大管工業株式会社

二 代表者の氏名 大坂 智

三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字岩田五 の四

四 許可番号 青森県知事許可（特 二一）第一 四九六号

五 取消年月日 平成二十六年六月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成二十六年六月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十七日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭